第１号様式（第４条関係）

 ひとつの企業等につき、申請はひとつまでです

かながわサポートケア企業に係る認証申請書

年　　月　　日

申請は原則本社から。ただし、本社が神奈川県外にある場合には、県内の主たる事業所からでも申請可能。

　神奈川県知事　殿

（申請者）

郵便番号

所在地

押印は

不要です。

名称

代表者　職・氏名

電話番号

　かながわサポートケア企業認証実施要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

・例：●●株式会社 本社（申請者と同）

〇〇工場（□□市△△町X番地）

・県内にある全てを記載（足りなければ、欄の大きさを広げてください）

１　申請者の概要

1. 県内にある本社、本店又は事業の拠点の名称及び所在地

・例：〇〇工場はXX人、□□営業所はXX人（足りなければ、欄の大きさを広げてください）

・従業員数は、労働基準法第89条の「常時使用する労働者」の考え方で数えてください。

1. (1)に記載の各事業所における従業員数

２　確認項目

　　かながわサポートケア企業認証実施要綱第３条に規定された資格を有している。（　適　・　不適　）

別添（参考）にある留意点のとおり

３　添付書類

次ページの※１へ

1. 神奈川県税（法人県民税、法人事業税）の未納がないことを証する書類
2. 役員等氏名一覧表（第２号様式）
3. 就業規則その他これに準ずるものの写し（１(1)に記載の各事業所に係るもの）
4. (3)のほかに、認証基準を満たしていることを証する書類（１(1)に記載の各事業所に係るもの）

次ページの※２へ

1. 誓約書（第３号様式）

(6) その他知事が必要と認める書類

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（担当者連絡先）

　部 署 名：

　氏　　名：

　電話番号：

※１

１(1)に記載の事業所それぞれについて、１(2)の従業員数により、次の①又は②を添付書類とします。

ただし、就業規則の本社一括届出を行っている場合は、事業場それぞれではなく、本社分の①、届出事業場一覧表及び、就業規則の内容が同じである旨明記したものの写しを添付書類とします。

①「常時10人以上の労働者を使用する」事業場

・労働基準法第89条に基づく就業規則のうち、労働局の受付印のある表紙（「就業規則届」又は「就業規則変更届」）及び該当ページの写し。

・添付にあたっては、その写しに、該当箇所を明確にするため、マーカーを引くなどし、本要綱の別紙「かながわサポートケア企業認証基準項目」の何番に当たるかを書き込んでください。

②「常時10人未満の労働者を使用する」事業場の場合

・その他これに準ずるものとして、労働基準法第89条に基づく就業規則に準じて作成した就業規則のうち、表紙、事業場名記載ページ及び該当ページの写し。

・添付にあたっては、その写しに、該当箇所を明確にするため、マーカーを引くなどし、本要綱の別紙「かながわサポートケア企業認証基準項目」の何番に当たるかを書き込んでください。

※２

１(1)に記載の事業所それぞれについて書類が必要ですが、全事業所とも内容が共通の場合は、神奈川県内の主たる事業所分に共通である旨明記したものを添付書類とします。

添付にあたっては、事業所名を明確にし、該当箇所を明確にするため、マーカーを引くなどし、本要綱の別紙「かながわサポートケア企業認証基準項目」の何番に当たるかを書き込んでください。

また、個人情報は必ず削除するか塗潰してください。

基準項目の10、13～18番の添付書類の例示は次のとおり

・10番：書面の雛型など

・13、14番：労働局長あて提出済みの届の写し

・15番：「把握」については、1年以内の日付のある、把握結果の写し又はアンケート等の質問票の雛型など。「実績」については、1年以内の日付のある、介護休業の辞令の写しなど。ただし、「実績」については、企業等として1人分の書類があればよいものとします。

　※「実績」は「介護休業」の取得実績が原則ですが、「介護休暇」（その他、介護を理由として取得できる休暇でも可）の取得実績でもよいものとします。

この場合の添付書類：１年以内の日付のある、介護休暇の取得がわかる書類の写し

・16番：1年以内の日付のある、研修開催通知及び配付資料の写しなど

　※研修の実施が原則ですが、次の①②をともに実施していることでもよいものとします。

① 仕事と介護の両立に係る制度・措置等の全容が分かるよう、何らかのツール（イントラなど）に網羅された情報があり、従業員全員が容易に見られる状態にあること

② ①の情報の入手方法・場所等を、年１回以上、社員に周知していること

この場合の添付書類：１年以内の日付のある、周知文及びツールの写し

・17番：支援制度の通知及び説明資料の写しなど

・18番：再雇用特別制度の通知及び説明資料の写しなど